

② こども～いじめ・児童虐待・体罰・性被害～

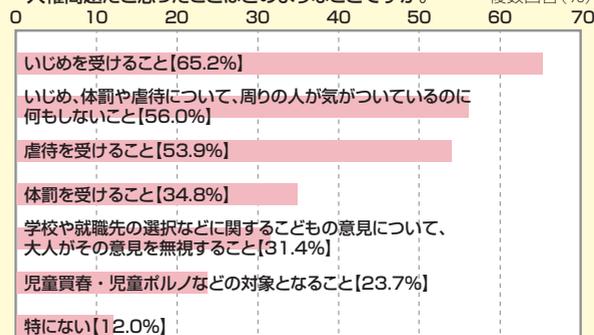
いじめや体罰など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

文部科学省が実施した令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は9万5,426件、いじめの認知件数は68万1,948件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和5年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、404人となっています。

法務省の人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和5年には、学校におけるいじめ事案が1,185件、教育職員による体罰に関する事案が74件、児童に対する暴行・虐待事案が268件と高水準で推移しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、こどもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)

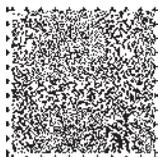


いじめ

平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための様々な取組が進められています。

最近のこどものいじめは、あらゆる子が対象となり得ることやSNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをするこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対





する思いやりやいたわりの希薄さがあると思われます。いじめをさせない・見逃さないためには、こども自身がお互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことに加え、周りの大人がこどものささいな変化を見落とさないよう努めることが重要です。

■いじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学校におけるいじめ	2,944	1,126	1,169	1,047	1,185

児童虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和4年度には21万9,170件（速報値）となっています。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

令和4年12月には民法が改正され、親権者による懲戒権の規定が削除されたほか、子の人格権の尊重、子の年齢や発達への配慮、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止といった親権者が子を監護・教育するに当たって守るべき義務が明確化されました。この民法の規定に合わせるかたちで、児童虐待防止法等についても改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られています。

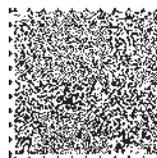
また、令和6年4月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され（一部規定を除く。）、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童に対する暴行・虐待	413	341	253	216	268

体罰

体罰は、「学校教育法」第11条ただし書で禁止されています。体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあり、いかなる場合でも決して許されません。



■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
教育職員による体罰	141	83	51	75	74

性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的な商売の道具にする商業的性的搾取や性的虐待の問題が世界的に深刻になっています。

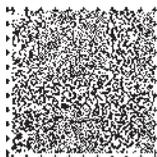
平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられています。また、令和4年4月には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。同法では、国による特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許が失効又は取上げとなった者）に関するデータベースの整備などが規定されており、令和5年4月から、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公立の別や常勤・非常勤等の採用を問わず、データベースを活用することが義務付けられています。

加えて、子どもの性被害に係る対策については、令和4年5月に策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で取組を推進しています（子ども・若者の性被害防止に向けた取組については、9ページの資料も参照）。

このほか、AV出演被害対策など（3ページ参照）、子どもの性被害を防止するための様々な取組が行われています。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、子どもたちの人権意識を育てるため、「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」や「人権の花運動」（50ページ以下参照）を学校等と連携し、実施しているほか、子どもをめぐる人権問題に対する社会の意識を醸成するため、啓発冊子の配布や動画の配信等の様々な人権啓発活動に取り組んでいます。





1. 主な人権課題

2. 特集
子ども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



啓発冊子
「いじめ」 させない 見逃さない



啓発冊子
「みんなともだち マンガで考える
「人権」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう! いじめ」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう! 児童虐待」



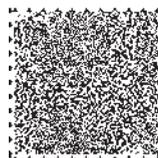
大人パート



子どもパート



啓発動画「誰か」のこと じゃない。」



また、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて先生や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

さらに、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））や、「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）、若年層でも利用しやすい「LINEじんけん相談」を通じて、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応じ、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

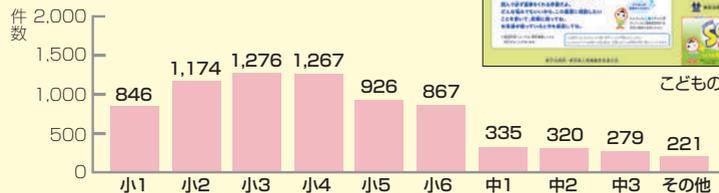


ポスター
「こどもの人権110番」

こどもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

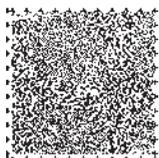
集計期間：令和5年度
集計対象：全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられたこどもの人権SOSミニレター

- 相談件数：7,511件
- 学年別相談件数



こどもの人権SOSミニレター

- 相談内容 [内訳]
- | | |
|-----|----------------|
| いじめ | 2,126件 (28.3%) |
| 虐待 | 312件 (4.2%) |
| 体罰 | 26件 (0.3%) |
| その他 | 5,047件 (67.2%) |





1. 主な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料 こども・若者の性被害防止に向けた取組

政府は、弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題を踏まえ、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議）を取りまとめました。

同パッケージに基づき、性犯罪の成立要件をより明確化するなどした改正刑法等の趣旨・内容の周知及び厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、対策の強化を図っています。

令和5年7月の刑法改正及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の施行により、いわゆる性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げるとともに、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求行為や16歳未満の者の性的な姿態を正当な理由なく撮影する行為が処罰されることになりました。これらの法律の趣旨及び内容について、その概要をまとめた資料を法務省ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、性的暴力の事例を含めたデートDVに関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」や性的虐待の事例を含めた児童虐待に関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」（7ページ参照）を作成し、人権教室での活用や、YouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談窓口（8ページ、47ページ、裏表紙参照）の周知等を行っています。



法務省ホームページ
「性犯罪関係の法改正等」



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」

